

2015年2月版

ぎょさい

# 特定養殖共済

災害に備え、養殖業の経営安定に



漁業共済組合 / 全国漁業共済組合連合会

# 「ぎょさい」制度とは

- 「ぎょさい」制度は、漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とした「漁業災害補償法」に基づく共済制度です。
- 国の災害対策や漁業振興策として重要な役割を担っていることから、国などが共済掛金の補助を実施しています。

## 特定養殖共済とは

特定養殖共済は、次の養殖業を対象に、不作、単価安、自然災害等による生産金額の減少を補てんする制度です。

### 特定養殖共済の対象となる養殖業

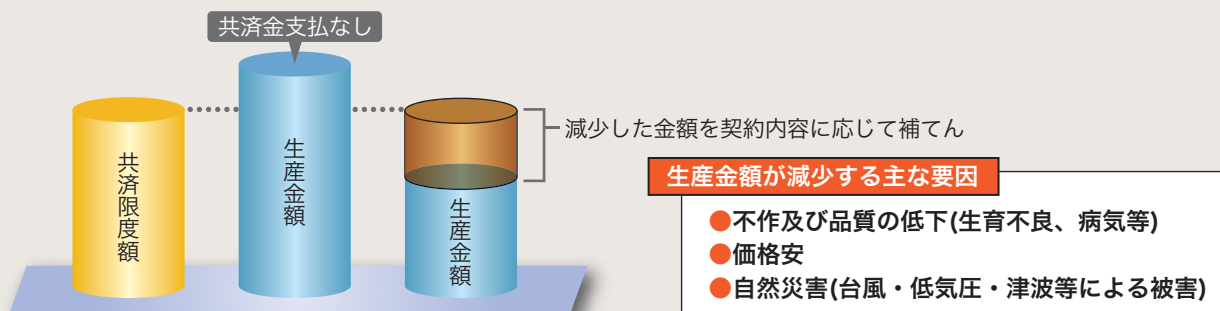
藻類養殖業	貝类等養殖業
<ul style="list-style-type: none"> <li>●のり等養殖業(のり又はもずく養殖業)</li> <li>●わかめ養殖業</li> <li>●こんぶ養殖業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●真珠母貝養殖業</li> <li>●ほたて貝等養殖業(ほたて貝、とり貝、えぞいしかげ貝、ひおうぎ貝)</li> <li>●特定かき養殖業(農林水産大臣が指定した漁協のみ加入可能)</li> <li>●くるまえばい養殖業</li> <li>●うに養殖業</li> <li>●ほや養殖業</li> </ul>

## 補償内容

共済責任期間中の生産数量が一定量に達せず、かつ、その生産金額が減少し、共済限度額に達しない場合に、その差額を契約内容に応じて補てんします。

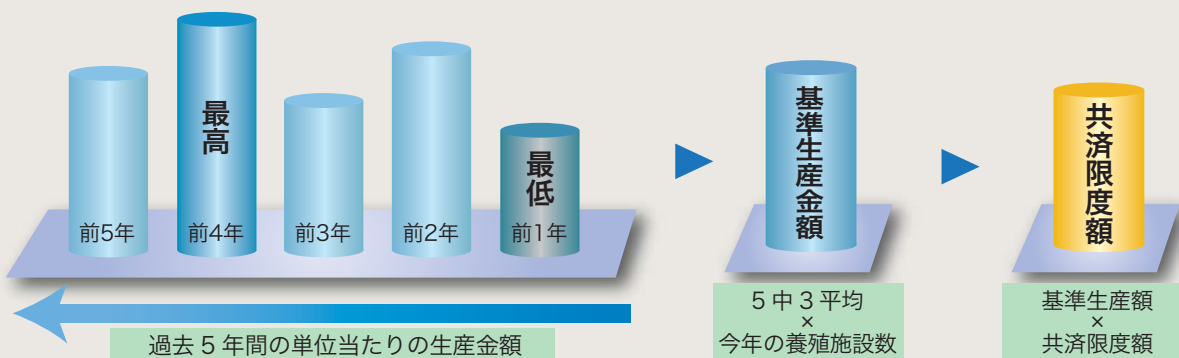
※共済責任期間は、養殖時期の全てが含まれるよう共済組合が定めます(周年養殖の場合は1年間)。

※共済金が支払われるのは、契約年の生産数量が、過去5年間の生産数量をもとにして共済組合が算出した基準生産量の2倍に達しない場合に限られます。



### 共済限度額の算定方法

契約者の過去5年間の養殖単位当たりの生産金額のうち、最高と最低の年を除いた3年平均額(5中3平均)に、契約年の養殖単位数(※)を乗じて算出した金額を基準とし、養殖事情等を考慮して算定される金額(基準生産金額という。)に共済限度率(80%)を乗じて定めます。



- ◆過去の生産実績が5年間ない場合は、実績のある年の平均額を基礎に基準生産金額を定めます。なお、過去の生産金額の実績が最低1年間ない場合は加入できません。
- ◆契約の際は過去5年間、契約後は共済組合の求めに応じて生産金額及び生産数量等を報告して頂く必要があります。生産金額及び生産数量等の全てを報告することができない方は加入できません。
- ◆生産金額とは、販売手数料等の販売に要する費用を控除する前の消費税込金額です。生産金額見合いの賠償金・保険金・給付金、販売されなかった生産物の時価評価額等を含みます。

(※)養殖単位一覧

養殖業の種類	養殖単位	養殖業の種類	養殖単位	養殖業の種類	養殖単位
のり等養殖業	さく	真珠母貝養殖業	いかだ又は幹縄	くるまえばい養殖業	養殖池
わかめ養殖業	幹縄	ほたて貝等養殖業	いかだ又は幹縄	うに養殖業	いかだ又は幹縄
こんぶ養殖業	幹縄	特定かき養殖業	いかだ、幹縄、くい打ち	ほや養殖業	いかだ又は幹縄

## 加入のしかた

### 義務加入又は任意加入

都道府県知事が指定した加入区(地区及び養殖種類ごと)の養殖業者が義務加入の手続きを行い、対象者の全員が加入した場合、国の手厚い掛金補助が受けられます。

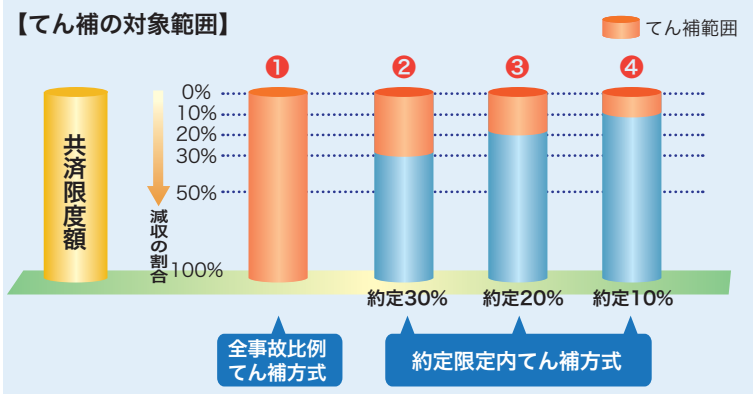
◆義務加入手続きを行わない任意加入も可能です。但し、国の掛金補助が少なくなったり、受けられない場合があります。

## 契約内容

### てん補方式の選択

てん補方式は下記の4種類から選択して頂くことをお勧めします。

てん補方式の名称	てん補の対象範囲(てん補事故額)	
① 全事故比例てん補方式	減収額(共済限度額-漁獲金額)の全額をてん補	
約定期限内てん補方式	② 約定30%	共済限度額の30%を上限とした減収部分をてん補
	③ 約定20%	共済限度額の20%を上限とした減収部分をてん補
	④ 約定10%	共済限度額の10%を上限とした減収部分をてん補



### 契約割合(共済金額)の選択

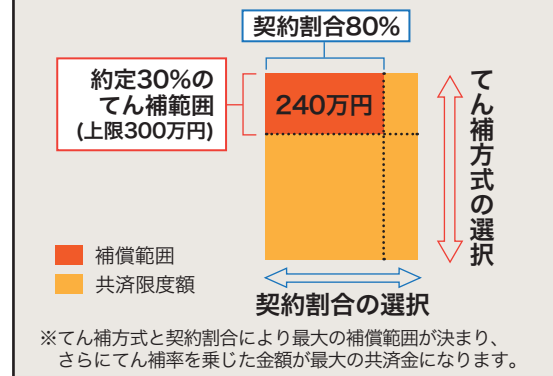
てん補の対象範囲(てん補事故額)のうち、何割を補償するかを選択できます。

※共済限度額に契約割合を乗じた金額を共済金額といいます。

#### てん補方式と契約割合の関係

(例)共済限度額1,000万円で、てん補方式約定30%、契約割合80%を選択した場合の補償範囲

$$1,000万円 \times 30\% \times 80\% = 240万円$$



## 共済金

次の算式を基本として共済金を算定します。

$$\text{共済金} = \text{てん補事故額} \times \text{数量逡減割合} \times \text{てん補率} \times \text{契約割合}$$

◆数量逡減割合とは、契約年の生産数量が基準生産数量に比べて1.2倍を超える場合、その程度に応じて共済金の支払額を調整するために定められている割合です。

◆てん補率は、一律80%に定められています。

## 長期継続申込特約

◆長期継続申込特約(4年間セット)で契約すると、最初の年は純共済掛金が10%、2年目以降は20%割引になるほか、4年間とも無事故又は少額共済金の場合には、無事故返戻金が受けられます。

◆長期継続申込特約期間中は、原則として、契約内容の変更は出来ません(但し、1年目が無事故の場合は2年目、2年目が無事故の場合は3年目に、それぞれ20%を上限に契約割合の引上が可能です。)

## 共済掛金

共済掛金は純共済掛金と附加共済掛金からなり、共済掛金率は都道府県ごと、養殖種類ごと、てん補方式ごとに分けて定められています(共済掛金率は定期的に見直されます。)

- 純共済掛金は前年度契約の共済事故・無事故による割増、割引が適用されます。
- 長期継続申込特約割引
- 共済掛金は分割支払が可能場合があります。
- 共済掛金は全額損金(必要経費)算入できます。

※選択した契約内容によって共済掛金が異なります(詳細については、共済組合にご確認下さい。)



# 国の掛金補助

一定要件を満たす場合、純共済掛金に対する国の掛金補助があります。

区分	責任期間中の 最高のさく・台・面数	補助 限度率	補助率		1さく・台・面の規格(換算基準)	補助を受けられないもの
			義務加入 (全員加入)	連合加入		
のり等	6,500さく未満	—	55/100	27.5/100	網ひび22㎡	さく数が6,500さく（漁協又は生産組合の 自営の場合は32,500さく）以上のもの
わかめ	500台未満	—	55/100	27.5/100	幹縄200m	台数が500台以上のもの
こんぶ	500台未満	—	55/100	27.5/100	幹縄100m	台数が500台以上のもの
真珠母貝	15台未満	75%	55/100	27.5/100	いかだ34㎡ はえ縄式の幹縄45m 竹浮流し式の幹竹45m	台数が100台（漁協又は生産組合の 自営の場合は1,000台）以上のもの
	15台以上 30台未満	75%	1/2	1/4		
	30台以上 50台未満	65%	1/3	1/6		
	50台以上	60%	1/4	1/8		
ほたて貝等	145台未満	75%	1/2	1/4	いかだ50㎡ はえ縄式の幹縄100m	台数が450台（漁協又は生産組合の 自営の場合は2,250台）以上のもの
	145台以上 229台未満	65%	1/3	1/6		
特定かき	229台以上	60%	1/4	1/8	いかだ49㎡ はえ縄式の幹縄72m くい打ち式99㎡	台数が160台（漁協又は生産組合の 自営の場合は800台）以上のもの
	50台未満	75%	1/2	1/4		
50台以上 80台未満	65%	1/3	1/6	いかだ49㎡ はえ縄式の幹縄72m くい打ち式99㎡	台数が160台（漁協又は生産組合の 自営の場合は800台）以上のもの	
	80台以上	60%	1/4			1/8
くるまえび	16面未満	75%	1/2	1/4	養殖池1,000㎡	面数が97面（漁協又は生産組合の 自営の場合は485面）以上のもの
	16面以上 32面未満	65%	1/3	1/6		
うに	32面以上	60%	1/4	1/8	いかだ50㎡ はえ縄式の幹縄100m	台数が150台（漁協又は生産組合の 自営の場合は750台）以上のもの
	25台未満	75%	1/2	1/4		
25台以上 50台未満	65%	1/3	1/6	いかだ50㎡ はえ縄式の幹縄100m	台数が150台（漁協又は生産組合の 自営の場合は750台）以上のもの	
	50台以上	60%	1/4			1/8
ぼや	120台未満	75%	1/2	1/4	いかだ50㎡ はえ縄式の幹縄100m	台数が740台（漁協又は生産組合の 自営の場合は3,700台）以上のもの
	120台以上 250台未満	65%	1/3	1/6		
	250台以上	60%	1/4	1/8		

※補助限度率：補助限度率を超える契約割合の部分は補助対象となりません。

※連合加入：義務加入(全員加入)に該当しない場合であって、加入区の1/2以上の対象者が加入したとき。

### 国の補助対象とならない場合

- ◆契約割合が30%（いかだの台数が20台未満の真珠母貝養殖業については40%）未満の場合
- ◆加入区の1/2以上の対象者が加入しない場合

## 「ぎよさい」に加入してから守っていただく大切なこと

- 漁場条件や基本的な養殖方法に変更が生じたときは、漁協または共済組合に速やかに連絡して下さい。
- 共済組合が販売状況等について報告を求めたときは速やかに報告して下さい。

こんな時には、共済金の全部又は一部が減額されることがあります

- 上記の事項が守れないとき。
- 通常行うべき養殖努力が行われていないとき。
- 過去と契約年の漁場条件や基本的な養殖の方法が大幅に異なるとき。
- 長期にわたり養殖しなかったとき。
- その他、共済規程で定める免責事項に該当するとき。

※共済責任期間中に廃業したときは、共済契約は失効します。

詳しくは、漁協または共済組合にお問い合わせ下さい。



全国漁業共済組合連合会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル  
TEL:03(3294)9651(代) FAX:03(3295)0625 E-Mail:info@gyosai.or.jp

URL : <http://www.gyosai.or.jp>

ぎよさい

検索